

第2回 クビアカツヤカミキリ対策本部 次第

日 時：令和8年9月11日（金）15:00～15:30

場 所：中央合同庁舎5号館 22階 環境省第1会議室

1. 開 会

2. 挨 拶 石原 宏高 環境大臣
 鈴木 憲和 農林水産大臣

3. クビアカツヤカミキリ対策本部設置要領の改正について

4. クビアカツヤカミキリ防除戦略（案）について

5. 令和9年度概算要求について

6. 閉 会

資料一覧

資料 1	クビアカツヤカミキリ防除対策本部設置要領
資料 2－1	クビアカツヤカミキリ防除戦略（案）
資料 2－2	【概要】クビアカツヤカミキリ防除戦略（案）
資料 2－3	農林水産省の「クビアカツヤカミキリ防除戦略」の推進に向けた具体的な対策・取組等
資料 3－1	令和 9 年度環境省概算要求
資料 3－2	令和 9 年度農林水産省概算要求
参考資料 1	第 1 回クビアカツヤカミキリ対策本部申し合わせ事項
参考資料 2	クビアカツヤカミキリ防除戦略に基づく全国の市町村の地域区分（令和 8 年 9 月時点）

クビアカツヤカミキリ対策本部 設置要領

令和 8 年 7 月 31 日

関係省庁申合せ

令和 8 年 9 月 11 日改正

1. 趣旨

クビアカツヤカミキリは、サクラをはじめ、ウメ、モモ等のバラ科の樹木を加害し、我が国の文化及び農業生産に深刻な被害を及ぼすおそれのある特定外来生物である。

平成 24 年に国内で初めて被害が確認されて以降、その被害は拡大の一途をたどり、令和 8 年 7 月現在 20 都府県にまで及び、各地で深刻な影響を生じさせている。

本種は、地域内の様々な場所の樹木を加害しながら繁殖を続けるため、対策に漏れが生じた場合には十分な効果を得ることが難しく、被害の拡大・深刻化を招く。また、高い分散能力を有することから、未侵入地域においても突発的な侵入・定着のおそれがある。

このため、地域が一体となった戦略的かつ面的な防除を推進するとともに、関係省庁が緊密に連携し、既侵入地域及び未侵入地域の双方において、切れ目のない対策を講じることが重要である。

以上を踏まえ、政府一体となってクビアカツヤカミキリ対策を強力に推進するため、「クビアカツヤカミキリ対策本部」（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部で検討する内容

- (1) クビアカツヤカミキリの全国的な防除戦略の策定
- (2) クビアカツヤカミキリ対策の進捗状況の点検、見直し
- (3) その他、クビアカツヤカミキリ対策のために必要と認められる事項

3. 本部の構成

- (1) 本部の構成は別紙のとおりとする。
- (2) 本部の庶務は、農林水産省消費・安全局植物防疫課及び環境省自然環境局野生生物課が担当する。

（３）本部が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

４．その他

この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部の了承を得て定める。

別紙

クビアカツヤカミキリ対策本部 構成員等

1. 政府構成員

(1) 本部長

農林水産大臣

環境大臣

(2) 幹事

農林水産省消費・安全局長

環境省自然環境局長

(3) 本部員

農林水産省農産局長

農林水産技術会議事務局長

林野庁長官

国土交通省総合政策局長

文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官

2. 政府外参画機関

全国知事会

全国市長会

全国町村会

クビアカツヤカミキリ防除戦略（案）

令和 8 年 9 月 11 日
クビアカツヤカミキリ対策本部

はじめに

サクラ、ウメ、モモ等の樹木を加害する特定外来生物クビアカツヤカミキリは、2012（平成 24）年に国内で初めて被害が確認されて以降、2026（令和 8）年 9 月現在、被害地域が 22 都府県、300 を超える市町村（特別区を含む。以下同じ。）にまで拡大している。本種の繁殖力は極めて高く、産卵数が 1000 個を超えるメスもいるとされている¹。新たな被害地域の多くは、既被害地から 3 km 以内で発生しているが²、40km 程度飛び地的に被害が発生する事例もあり、分散能力も極めて高いと言わざるを得ない。このような本種の特性を背景に、被害の拡大に歯止めがかからない状況となっている。特に本年に入り、山梨県、福井県、長野県、岐阜県、岡山県及び香川県と 6 県において新規発見が相次いでおり、被害が加速度的に拡大している。

全国各地でサクラの名所や地域の景観を象徴する樹木が失われつつあり、地域住民の生活環境や文化的価値、さらにはインバウンドを含めた観光への影響も強く懸念されている。また、ウメ、モモ、スモモなどの農作物への被害も急速に拡大しつつあり、生産現場に深刻な影響を及ぼしている。

クビアカツヤカミキリは、生態系に被害を及ぼすことから、2018（平成 30）年に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物に指定され、飼養や輸入、放出等が原則として禁止されている。

環境省においては、早期発見に向けた普及啓発や防除方法の周知等に加え、2023（令和 5）年度から特定外来生物防除等対策事業（交付金）を、2026（令和 8）年度から国際観光旅客税を財源とする自然観光資源の棄損を防ぐための外来生物対策事業を実施し、地方公共団体が実施する防除等事業に対し、財政的支援を講じてきた。このほか、地方公共団体の防除等対策に対し助言を行う有識者の派遣事業や環境研究総合推進費による早期発見・早期防除システムの開発、化学的防除技術の基盤構築等の研究を推進してきた。

また、クビアカツヤカミキリは、2023（令和 5）年 4 月には、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 22 条第 1 項の規定に基づく指定有害動植物（対象植物：ばら科植物）

¹ クビアカツヤカミキリコンソーシアム(2022) クビアカツヤカミキリの防除法 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所, 5pp

² 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所（2024）特定外来生物クビアカツヤカミキリの新たな定着地の早期発見・早期駆除システムの開発

に指定されており、同法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき定められた、指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針（令和 4 年農林水産省告示第 1862 号。以下「総合防除基本指針」という。）において、クビアカツヤカミキリに対する総合防除の内容に関する基本的な事項が定められている。

農林水産省においては、消費・安全対策交付金により、発生が確認された当初から、生産地域における発生調査や防除等に対して、活用可能な財政的支援を講じてきた。また、2022（令和 4）年度からは、果樹農業生産力増強総合対策により被害果樹の改植（被害を受けた樹体ごとの 1 本単位の改植）と改植後の幼木管理経費に対して財政的支援をしてきた。併せて、2026（令和 8）年 3 月には、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）において、地方公共団体の担当者や関係機関向けに「外来カミキリムシ総合対策マニュアル」を公表している。

加えて、政府は、2023（令和 5）年度から「外来カミキリムシ類に関する関係省庁連絡会議」を開催し、クビアカツヤカミキリの対策に係る省庁間での情報共有や都道府県の関係部局に対して注意喚起及び適切な防除への協力に係る通知の発出等を行ってきた。また、2024（令和 6）年度には、クビアカツヤカミキリに対する行政区域を超えた防除体制を構築するため、関係省庁、都道府県、害虫の専門家が参画した「クビアカツヤカミキリ対策強化検討会」を設置した。

上述のとおり、政府として、地方公共団体と連携しつつ様々な取組を進めてきたが、本種による被害の拡大に歯止めがかからない状態となっている。このような状況に鑑み、2026（令和 8）年 7 月 31 日に、農林水産大臣及び環境大臣を本部長、関係省庁（文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省）の関係部局長等を幹事・本部員、地方三団体（全国知事会、全国市長会及び全国町村会）を参画機関とするクビアカツヤカミキリ対策本部を設置し、政府として、本種の対策の抜本的強化を図ることとした。

本種の極めて高い繁殖力及び分散能力に鑑みると、一部の地域のみを対象とした点的な防除、行政の縦割りを前提とした対策では不十分であり、防除を実施した地域の周辺から再侵入が繰り返される事例も見られる。

地域の被害を食い止め、被害の拡大を阻止するためには、都道府県を中心とし、市町村、関係機関や土地の所有者・管理者等が連携して、地域全体で被害状況の調査や監視により地域内の被害の発生状況を把握した上で、計画的かつ面的・広域的に予防措置を含む防除に取り組む必要があり、短期的には被害拡大の抑制、長期的には国内根絶が可能となるよう、国としてのクビアカツヤカミキリ防除戦略を策定する。

I 基本的考え方

防除は、被害木又はその所在する土地若しくは施設を所有し、又は管理する者が実施することを基本とする。

国及び地方公共団体は、それぞれが管理する施設等において必要な防除を率先して実

施するとともに、私有地における防除が適切に行われるよう必要な支援を行う。

上述のとおり、クビアカツヤカミキリの極めて高い繁殖力及び分散能力に鑑みると、直ちに根絶することは容易ではないことから、防除に当たっては、地域の被害状況等を勘案しながら、効果的な対策を実施していく必要がある。具体的には、まずは新たな地域に「入れない」対策として、未被害地域、飛び地的被害地域及び被害最前線地域への対応を早急に講ずることとし、併せて、まん延地域における効果的な対策を講ずる。

Ⅱ 目標

長期的には国内根絶が可能となるよう、直ちに本防除戦略に基づくクビアカツヤカミキリの被害地域の拡大防止策に着手し、2030（令和 12）年度を目途に被害地域の縮小への道筋をつける。

Ⅲ 各主体の役割と連携

（１）国の役割

外来生物法第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、特定外来生物被害防止基本方針（令和 4 年農林水産省・環境省告示第 4 号）に即して、国は、クビアカツヤカミキリによる生態系や農業等に係る被害の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する。具体的には、全国的な被害状況及び防除の実施状況に関する情報を収集し、その分析及び共有を行うとともに、関係省庁、地方公共団体、関係機関その他の関係者との連携の下、全国的な防除体制を構築しつつクビアカツヤカミキリ対策を総合的に推進する。

また、同条第 2 項の規定に基づき、生物多様性の確保上重要と認められる地域における生態系に係る被害の防止のために必要な措置を講ずる。

さらに、同条第 3 項の規定に基づき、地方公共団体及び民間による取組を支援するため、防除手法の開発及び普及、防除マニュアル等の整備、専門家の派遣、研修の実施その他必要な技術的支援を行うとともに、防除に対する十分な財政的支援を行う。

また、植物防疫法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣は、指定有害動植物の総合防除を推進するため、総合防除の推進の意義及び基本的な方向等を内容とする総合防除基本指針を策定・公表している。総合防除を推進するため、国は、試験研究機関等との連携の下、指定有害動植物の生態等の科学的知見の収集、新たな防除技術の研究開発や現場での実証、緊急的な防除対策の確立等を推進することにより、総合防除に利用可能な防除技術等の社会実装を進める。

併せて、住民からのクビアカツヤカミキリの成虫やフラス（木くずと幼虫の排泄物が混じったもの）等に係る通報が早期かつ確実に行われるようにするため、認知度が高まるよう、広報活動を強化する。また、関係省庁は、その所管する分野に応じ、地方公共団体の関係部局が管理する施設における対策が進むよう、周知の徹底及び情報提供を行う。

（２）都道府県の役割

外来生物法第２条の３の規定に基づき、都道府県は、当該都道府県の区域におけるクビアカツヤカミキリによる被害の発生状況及びその他の地域の実情を踏まえ、本種による生態系や農林水産業等への被害の防止のため必要な措置を講ずる。

また、植物防疫法第２２条の３の規定に基づき、都道府県は、総合防除基本指針に即して、かつ、地域の実情に応じて定める指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画

（以下「総合防除計画」という。）において、クビアカツヤカミキリの発生状況その他の地域の実情に応じ、クビアカツヤカミキリの総合防除の内容や、クビアカツヤカミキリの防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項等を明確化し、農業者への適切な防除指導等を行う。

本種の極めて高い繁殖力及び分散能力に鑑みると、市町村による対策のみでは十分な効果が得られない場合があること、また、農地と農地外での一体的な対策や未被害地域における対策も重要となることから、都道府県は、外来生物法第１７条の２の規定に基づき、広域自治体として、市町村その他の関係機関と連携しつつ全県的な監視・防除体制を構築し、広域的かつ計画的に防除を推進する。このため、都道府県は、地域における被害状況等を踏まえ、地域防除戦略に基づき、防除の実施及び推進など必要な支援を行う。併せて、普及啓発を通じて、住民の知識と理解の向上を図る。

（３）市町村の役割

外来生物法第２条の３の規定に基づき、市町村は、都道府県の施策に準じて、当該市町村の区域におけるクビアカツヤカミキリによる被害の発生状況及びその他の地域の実情を踏まえ、本種による生態系や農林水産業等への被害の防止のため必要な措置を講ずるよう努める。

また、市町村は、外来生物法第１７条の４の規定に基づき、被害園地における的確な防除の推進の観点から都道府県が策定する総合防除計画や、地域防除戦略等を踏まえ、都道府県その他関係機関と連携しつつ当該市町村における防除・監視体制を構築するとともに、土地所有者、施設管理者、農業者、事業者等に対し、防除マニュアル等の情報提供等を含む防除指導を行い、必要な防除を推進するよう努める。

特に、市町村は、地域住民に最も近い行政主体として、住民等からの発見情報の収集及び共有、被害状況の把握、普及啓発等の取組を推進するとともに、把握した情報を都道府県等と共有することが期待される。

（４）事業者及び国民の役割

外来生物法第２条の４の規定に基づき、本種のまん延防止のため、関係法令を遵守し、被害木及び伐倒木を適切に取り扱うこと等を通じ、国及び地方公共団体が実施するクビアカツヤカミキリ対策に協力するよう努める。

特に、本種による被害の早期発見及び早期防除においては、土地所有者、施設管理

者、農業者、地域住民等が重要な役割を果たすことから、バラ科サクラ属（広義の *Prunus* 属のことをいう。以下同じ。）の樹木の適切な監視に努め、成虫、フラスその他の被害の兆候を確認した場合には、速やかに市町村等の関係機関へ通報することが期待される。

（５）関係者の連携

国、都道府県、市町村、事業者その他の関係者は、本種による生態系や農林水産業等への被害を防止するため、国又は都道府県が広域的な協議会を設置するなど、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

Ⅳ 地域における戦略的な防除の実施

１．都道府県ごとの戦略的な防除の推進

国は、既被害都府県（既に被害が発生している都府県をいう。以下同じ。）が都府県内及び周辺地域のクビアカツヤカミキリの被害状況を把握した上で、対策を面的かつ効果的・効率的・計画的に進められるよう、クビアカツヤカミキリに係る地域防除戦略³が早期に策定されることを推奨する。

地域防除戦略は、既被害都府県はもちろんのこと、被害が発生していない道県においても、各都道府県の実情に応じて、被害の予防や早期発見・早期防除に係る戦略を予め策定しておくことが重要である。特に既被害都府県に隣接する県について、国は、早期の地域防除戦略の策定を促進することとする。なお、防除に係る計画等を策定済みの都道府県においては、必要に応じて内容を拡充することが望ましい。

地域防除戦略においては、本防除戦略を踏まえ、以下の項目を含めることが想定される。

- クビアカツヤカミキリ被害の状況（見える化）
- 目標
- 監視・通報・防除体制の構築
- 被害状況に応じた防除対策の実施（ゾーニングを含む。）
- 管理施設等ごとの対策
- 普及啓発
- 市町村等関係機関との連携
- 市町村等への技術的・人的・財政的支援策

２．被害状況に応じた地域別の対策（ゾーニング）

³ 地域防除戦略は、外来生物法及び植物防疫法に基づく取組を地域において一体的に推進するための戦略であり、外来生物法第 17 条の 2 第 2 項に基づき公示する事項及び植物防疫法第 22 条の 3 の規定に基づく総合防除計画の内容に十分整合することが重要である。

クビアカツヤカミキリの極めて高い繁殖力及び分散能力に鑑みると、直ちに根絶することは容易ではないことから、地域の被害状況に応じて全国の市町村を次の（１）から～（４）までに地域区分（ゾーニング）し、被害状況に応じた効果的な対策に取り組む。

（１）未被害地域における備えや被害予防の徹底

これまでは、被害発生後の対策が中心となり、後手後手に回ることが多かったが、今後は、未被害地域（被害が発生していない市町村の区域をいう。以下同じ。）における事前の備えにより、予防的な防除を行っていくことが重要である。

クビアカツヤカミキリの新たな被害地域の多くは、既被害地点から 3 km 圏内で発生することから、既被害地域（既に被害発生している市町村の区域をいう。以下同じ。）に隣接する未被害地域（2026（令和 8）年 9 月現在 234 市町村）においては、クビアカツヤカミキリが既に侵入している可能性を踏まえた対策が急務である。また、40km 程度飛び地的に被害が発生する事例もあることから、隣接しない未被害地域における備えも重要である。

未被害地域においては、市町村と連携しつつ都道府県が外来生物法第 17 条の 2 等の規定に基づき、フラス発生期間を中心とした巡視の徹底に加え、登録農薬やネット被覆等による予防的な防除等を行うとともに、通報を受け付ける体制を整備し、被害予防や早期発見・早期防除に努めることが必要である。

（２）飛び地的被害地域における初期防除の徹底

クビアカツヤカミキリによる被害は、40km 程度離れた地点で飛び地的に発生する事例がある。飛び地的被害地域（既被害地域に隣接せず、新たに被害が確認された市町村の区域をいう。以下同じ。※）においては、確認後、直ちに初期防除を徹底すれば、短期間で地域根絶できる可能性があるため、クビアカツヤカミキリ対策上極めて重要な地域であり、最優先で対策を行う必要がある。

飛び地的被害地域においては、既に被害が拡大している可能性を踏まえた上で、市町村と連携しつつ都道府県が外来生物法第 17 条の 2 等の規定に基づき、徹底した監視活動と通報体制の構築に加え、被害木及び必要に応じた周辺木の伐倒・伐根等（伐倒した後、根株及び根系に残存するクビアカツヤカミキリの幼虫又はサナギに由来する成虫の羽化・逸出を防止することを目的として行う伐根、資材による根の被覆、モルタルによる根の固定等の処理をいう。以下同じ。）を基本として、徹底的に防除を実施する。なお、地域根絶後も数年間は被害モニタリングを継続し、被害が確認されない状態が継続した場合には、地域根絶を判断する。

※既被害地域と隣接しない複数の市町村において同じ年に被害が発生した場合は、これらの市町村全体を飛び地的被害地域として扱う。

（３）被害最前線地域の分布拡大の防止

被害最前線地域（関東、中部、近畿、四国の既被害地域一円の、最も外縁に位置する市町村の区域をいう。以下同じ。）は、未被害地域への被害拡大の起点となる地域であることから、優先的に対策を行う必要がある。

市町村と連携しつつ都道府県が外来生物法第 17 条の 2 等の規定に基づき、徹底した監視活動と通報体制の構築に加え、全ての被害最前線地域において、被害木及び必要に応じた周辺木の伐倒・伐根等を基本として、巡視、薬剤樹幹注入、薬剤散布、幼虫の個別駆除、成虫の飛散防止、産卵阻止等を組み合わせた効果的な対策を実施し、被害地域拡大の防止と地域内での生息密度の低減を図る。

（４）まん延地域における生息密度の低減

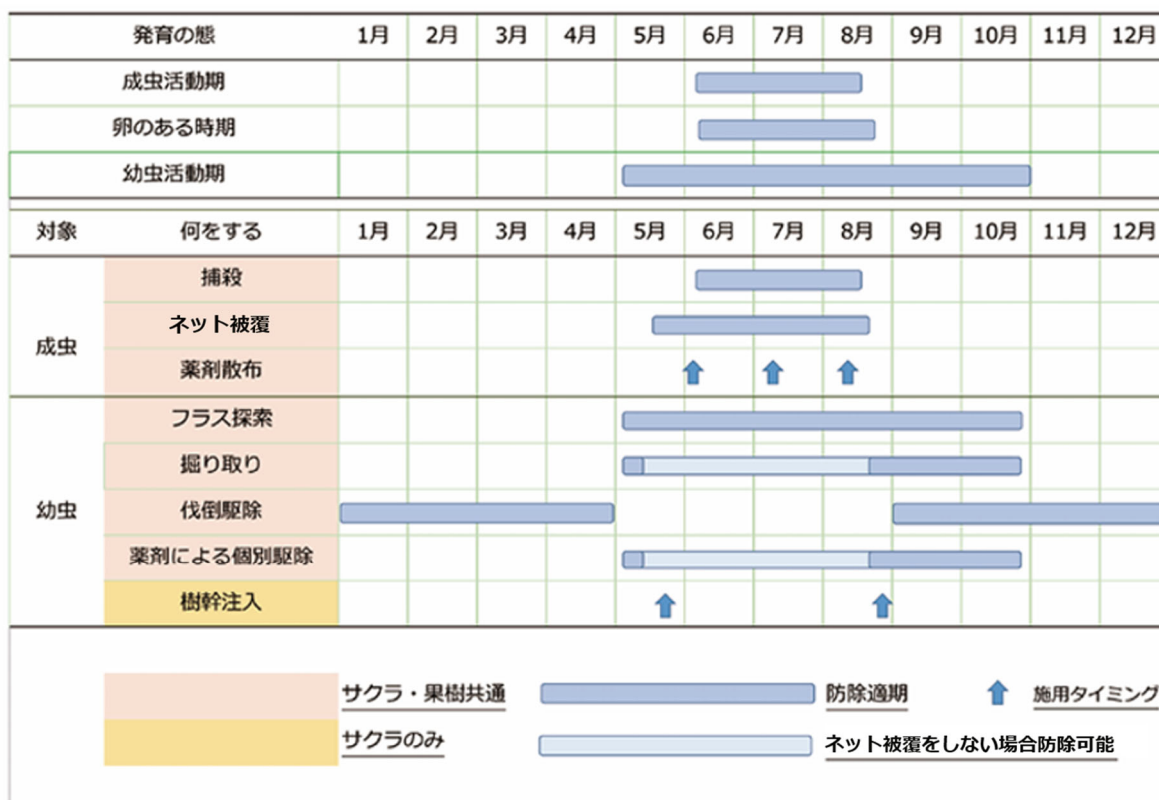
まん延地域（飛び地的被害地域及び被害最前線地域を除く既被害地域をいう。以下同じ。）は、クビアカツヤカミキリが侵入後数年経過し、既に本種が定着している区域であり、成虫の発生源となる被害木も多く、幼虫の加害により衰弱、枯死した樹木の落枝等が起きやすい地域でもある。

市町村と連携しつつ都道府県が外来生物法第 17 条の 2 等の規定に基づき、フラスの発生状況など樹木の状態を踏まえ、被害木及び必要に応じた周辺木の伐倒・伐根等、巡視、薬剤樹幹注入、薬剤散布、幼虫の個別駆除、成虫の飛散防止、産卵阻止等を組み合わせた効果的な対策を実施し、地域内での生息密度の低減を図る。

３．クビアカツヤカミキリの防除方法

（１）防除スケジュールと防除方法の概要

クビアカツヤカミキリの防除方法については、監視活動に加え、伐倒・伐根等、掘り取り等の幼虫の個別駆除、成虫捕殺、ネット被覆等の物理的防除、薬剤の樹幹注入や散布等の化学的防除があり、本種の成虫又は幼虫の活動期に応じて、適切なスケジュールで実施する必要がある。



成虫、幼虫等の活動期に応じた防除スケジュール⁴

(2) 具体的な防除方法

具体的な防除方法については、これまで、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所や農研機構により「クビアカツヤカミキリの防除法」、「日本の果樹と樹木を守る 外来カミキリムシ総合対策マニュアル」等のマニュアル等が取りまとめられているほか、地方公共団体（栃木県、東京都等）やその公設試験研究機関（埼玉県環境科学国際センター、地方独立法人大阪府立環境農林水産総合研究所等）においてもマニュアル等が取りまとめられている。防除に当たっては、これらを参照しつつ、被害の状況など地域の実情に応じて効果的に実施することが必要である。

特に、被害木については、伐倒・伐根等を基本とすることが重要である。また、根や根に近い部分にも幼虫がいる可能性があることから、伐倒の際には、伐根して根株及び根系を除去、資材による根の被覆、モルタル等による根の固定等の処理も併せて実施する。この際、クビアカツヤカミキリの幼虫が好む、地表に露出した根についても除去又は被覆の処理等することが重要である。伐倒木については、新たな拡散源にならないよ

⁴ クビアカツヤカミキリコンソーシアム(2022) クビアカツヤカミキリの防除法 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所, 22pp を一部改変

う、成虫の発生時期（４月頃）までに、破碎、焼却、燻蒸のいずれかの処理を行う。

加えて、樹種に応じて、幼虫の個別駆除や樹幹注入、薬剤散布で利用できる化学農薬が登録されているため、濃度や使用回数等を守って効果的に使用することが重要である。

４．施設等ごとの対策と留意事項

クビアカツヤカミキリの防除は、被害木又はその所在する土地若しくは施設を所有し、又は管理する者が実施することを基本とする。公共施設にも多くのサクラが植樹されており、国及び地方公共団体における率先して必要な対策を実施することが重要となる。また、私有地における対策については、所有者等による対策が基本であるものの、被害拡大防止の観点からは行政による関与も重要となる。

クビアカツヤカミキリが加害する樹種が多く存在する個別の施設等（果樹園等、道路、河川、都市公園、学校、自然公園、観光地等）ごとの対策と留意事項は以下となる。これら以外の施設等についても、これらに準じて取り組むことが必要である。

（１）果樹園等

果樹園等においては、モモ、ウメ、スモモ等のバラ科サクラ属の果樹等がクビアカツヤカミキリの加害対象となる。被害の発生は果実の生産量の減少や品質の低下を招き、生産者の経営に深刻な影響を及ぼす。このため、生産者は日常的な栽培管理と一体となった監視活動を行い、フラスの有無等の確認を通じて早期発見・早期防除に努めることが重要である。また、周辺地域のバラ科サクラ属の果樹等の被害の有無について情報収集を実施し、周辺地域において被害木が確認されている場合には、登録農薬やネット被覆等による予防的な防除を適切に実施するとともに、防除に当たっては、被害状況に応じて伐倒・伐根等を実施する。また、伐倒した果樹の改植を行う場合は、地域・園地のまん延状況に応じて非寄主植物への転換を検討するとともに、やむを得ず寄主植物（被害木と同一の品目を含む。）に改植する場合にあっては、予防的な防除を徹底する。幼虫に対しては、幼虫活動期に薬剤の使用又は刺殺若しくは捕殺を行い、成虫に対しては、薬剤散布又は捕殺を行う。伐倒後の被害木・せん定枝は放置せずに適切に処分する。伐倒・伐根等を行わない被害木では、成虫の分散を予防するため、春季から夏季の間はネット被覆を行う。なお、学校、公園、道路、河川及び住宅地に近接する農地等において農薬を使用する場合は、農薬の飛散を原因とする住民等の健康被害が生じないようにすることが必要である。

また、農業協同組合（JA）、農業改良普及所等の関係機関が連携し、防除技術の普及促進を図る。

国は、果樹生産者等への必要な支援を行う。

（２）道路・河川・都市公園

道路、河川及び都市公園に植栽されているサクラ等は、地域の景観形成に重要な役割を果たすとともに、花見をはじめとする観光資源としても高い価値を有している。特に近年は、インバウンドを含む観光需要の増加により、その経済的価値はさらに高まっていることから、被害の拡大は地域経済に大きな損失をもたらすおそれがある。

クビアカツヤカミキリは車両等に付着して長距離を移動する可能性が指摘されていることから、既被害地域から伸びる主要道路沿線については、侵入・拡大警戒ラインとして重点的に監視を行う必要がある。さらに、サクラ等が連続的に植栽されている河川沿いについても、被害拡大の経路となるおそれがあることから、同様に重点的な監視及び防除を実施することが求められる。

国及び地方公共団体は、外来生物法等も踏まえ、それぞれが管理する道路、河川及び都市公園において率先して監視及び防除を実施するとともに、被害の進行により衰弱又は枯死した樹木については、落枝や倒木による人身被害等の二次被害が生じるおそれがあることから、伐倒、伐根、植樹等の必要な対策を適時に実施することが重要である。

国は、地方公共団体によるこれらの対策が十分に進められるよう必要な支援を行うとともに、伐倒・伐根を含む適切な防除方法について、技術的な助言を行う。

(3) 学校

サクラは、卒業式や入学式の時期に美しく開花することから、長年にわたり学校における代表的な植栽樹木として親しまれてきた。また、学校における様々な記念樹として植栽されている例も多く、我が国の学校文化や地域社会と深く結び付いている。

一方で、学校に植栽されたサクラ等は、クビアカツヤカミキリの被害拡大の経路となる可能性があるため、学校においても継続的な監視及び防除を実施することが重要である。

特に、被害の進行により衰弱又は枯死した樹木については、落枝や倒木による児童・生徒等への人身被害が懸念されることから、二次被害が発生する前に伐倒、伐根、改植等の必要な措置を講ずる必要がある。

地方公共団体等の学校設置者は、それぞれが管理する施設において率先して監視及び防除を実施するとともに、学校は、児童・生徒の安全確保に配慮しつつ、関係機関が児童・生徒向けに作成・提供するクビアカツヤカミキリに関する普及啓発資料の配布等に協力し、早期発見に向けた地域の取組への理解が深まるよう配慮する。

国は、地方公共団体や教育委員会等によるこれらの対策が十分に進められるよう、必要な支援を行う。

(4) 観光地・自然公園

観光地及び自然公園には、サクラが群生する名所や歴史的・文化的価値の高い景観地が数多く存在している。例えば、歴史公園等においては、サクラが観光資源として重要な役割を果たしており、地域ブランドや観光振興を支える基盤となっている。国立公園

等の自然公園においても、サクラ、ウメ等の樹種が、景観上や生態系の観点から重要な構成要素となっている。

また、サクラは観光利用において重要な資源であり、インバウンドを含む観光客の誘致にも資することから、被害の拡大は地域経済にも直接的かつ甚大な損失をもたらすおそれがある。

さらに、被害の進行により衰弱又は枯死した樹木については、観光客等に対する落枝・倒木事故の危険があることから、人身被害などの二次被害が発生する前に伐倒、伐根等及び必要な改植等の対策を実施する必要がある。

国及び地方公共団体は、それぞれが管理する観光地及び自然公園において率先して監視及び防除を実施するとともに、国は、地方公共団体によるこれらの対策が十分に進められるよう、必要な支援を行う。

（５）その他の私有地

広域的かつ面的な防除を実施するためには、道路、公園、学校等の公共施設における対策のみならず、私有地における対策も着実に実施されることが重要である。一部の私有地において防除が実施されない場合には、そこが新たな発生源となり、周辺地域への再侵入や被害拡大を招くおそれがある。

私有地における防除については、被害木又はその所在する土地若しくは施設を所有し、又は管理する者が実施することを基本としつつ、国及び地方公共団体が必要な情報提供や技術的助言等を行いながら、地域全体で対策を進めることが重要である。樹木の状況を定期的に確認し、フラス、脱出孔、成虫等の被害の兆候を確認した場合には、速やかに関係機関へ相談又は通報し、適切な防除を実施することが期待される。

一方で、土地所有者等による対応のみでは十分な対策が実施できない場合も想定される。このため、国又は地方公共団体は、本種の被害拡大防止の緊急性及び公益性に鑑み、外来生物法第13条、第17条の3及び第17条の5の規定に基づき、必要な手続を経た上で、必要に応じて、私有地における防除を実施する。なお、所有者が不明な土地や樹木については、同法に基づく措置を活用し、必要な公告その他の手続を経た上で、防除を実施することも求められる。特に、飛び地的被害地域及び被害最前線地域においては、所有者不明の土地や樹木が地域全体の防除の支障とならないよう、迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。

国は、地方公共団体が、外来生物法に基づき、私有地での防除を実施する際に参照できるマニュアル等の作成を検討するほか、国及び地方公共団体は、私有地における対策について必要な支援を行う。

V その他

（１）広報の推進、住民からの通報の促進

クビアカツヤカミキリによる被害の拡大を防止するためには、早期発見・早期通報・

早期防除を徹底することが重要である。被害の早期発見には、住民からの通報による情報が重要となることから、都道府県及び市町村においては、住民が通報しやすい体制や方法を整備する。

市町村は地域における発見情報の一次的な受付及び確認を担い、都道府県は市町村から共有された情報を一元的に集約・分析し、地域防除戦略の策定・改定やその実施に反映する。また、国は、都道府県から得られる情報を全国的に集約し、都道府県境を越える拡散リスクへの対応等を行う。

併せて、国は、全国的な広報（各省庁のウェブサイト、SNS等）を行うほか、果樹生産者や都道府県等の技術指導者が防除対策についてより理解を得られるようなパンフレット等を作成し、国民の知識と理解の向上を図る。また、国民一人ひとりがクビアカツヤカミキリ対策を自らの課題として捉え、防除活動に主体的に参画する社会的機運の醸成を図ることが重要であり、このための国民的運動を推進する。

（２）広域的な分布状況の調査及び把握

クビアカツヤカミキリの新たな被害地点の多くは既被害地点から３km圏内にあることに鑑みると、地方公共団体や国民が、クビアカツヤカミキリの既被害地域情報を速やかに把握し、これらを参照して監視等の予防措置を含めて対策を講ずることができることが重要である。既被害地域情報をウェブ上で公開している都道府県も数多くあるところであるが、国においても、都道府県等と連携し、全国的にクビアカツヤカミキリの分布地点情報を把握するための仕組みづくりを進める。

（３）効果的な防除手法等の研究・開発

国は、国の研究機関や、大学、都道府県等の公設試験研究機関、民間等と連携しつつ、費用対効果に優れた被害予防方法、防除における効果的な手法の組み合わせ、リモート技術等を活用した被害のモニタリングの高度化、天敵の評価及び利用、クビアカツヤカミキリ及び樹木の生態特性に基づく被害発生メカニズムの解明、クビアカツヤカミキリに選択的に効果のある薬剤、分布拡大シナリオの予測手法、クビアカツヤカミキリの被害を受けにくい樹種、さらには根絶につながるような新技術等の研究・開発を一層推進するとともに、これらの取組に対して必要な支援を行う。

（４）地方公共団体に対する各種支援

国においては、本防除戦略に沿って実施される地方公共団体の対策（都道府県における地域防除戦略の策定、地域防除戦略に基づき実施される地方公共団体や民間等の防除対策等）について、十分な技術的・財政的支援を行う。特に、本防除戦略上、重要な未被害地域、飛び地的被害地域及び被害最前線地域に係る対策に関しては支援の拡充を検討する。

併せて、国は、面的・一体的な防除の観点から、財政的支援は、都道府県を通じて行

うことを検討する。

Ⅵ 防除の進捗状況の点検

本防除戦略に基づく全国的な対策の進捗状況をクビアカツヤカミキリ対策本部において毎年度点検し、被害状況を踏まえ、必要な対策の見直しを行う。

はじめに

22都府県・300を超える市町村に被害が拡大（本年は6県で新たに確認）
サクラの名所・景観の喪失、ウメ・モモ等の農作物被害 → **生活環境、文化的価値、観光、生産現場に深刻な影響**
令和8年7月に「クビアカツヤカミキリ対策本部」を設置し、**面的・広域的な対策へ抜本的強化**

I 基本的考え方

- **防除の主体**は、被害木・土地・施設の**所有者／管理者**が基本
- **国・地方公共団体は自らの施設で率先実施**。民有地には必要な支援
- 地域の被害状況を勘案し、**新たな地域に「入れない」対策を早急に講ずる**

II 目標

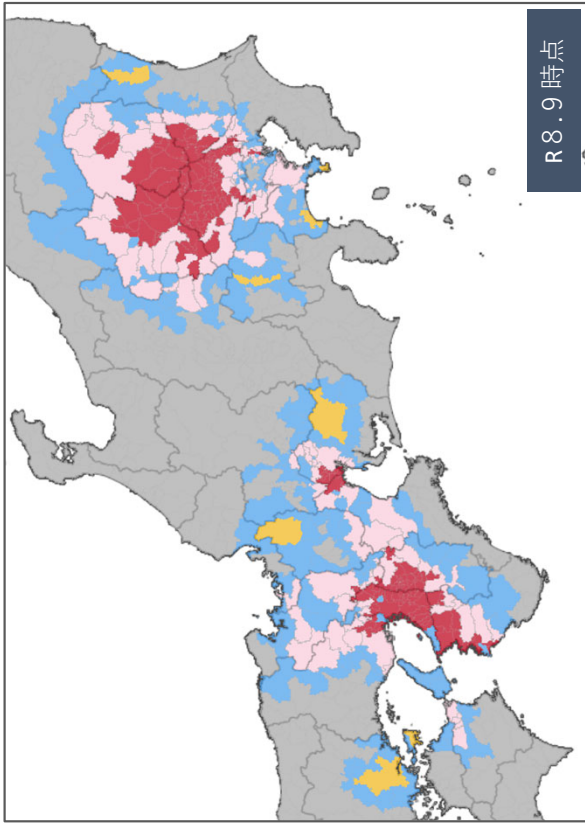
長期的には**国内根絶が可能となるよう、直ちに本防除戦略に基づくクビアカツヤカミキリの被害地域の拡大防止策に着手し、2030（令和12）年を目途に、被害地域の縮小への道筋をつける。**

III 各主体の役割と連携

国	都道府県	市町村	事業者・国民
全国的な情報の収集、全国的防除体制の構築、 技術的・財政的支援	地域防除戦略の策定 、監視・防除体制の構築、広域的な防除の推進	都道府県等と連携 、発見情報の収集・共有、普及啓発	樹木の監視、 成虫・フラス確認時の速やかな通報

IV 地域における戦略的な防除の実施 -被害状況に応じたゾーニング-

徹底 予防	（1）未被害地域 備えと被害予防の徹底 巡視の徹底、ネット被覆等による予防的防除、通報体制の整備 ※既被害地域に隣接した自治体のみ着色
短期 地域根絶	（2）飛び地的被害地域 初期防除の徹底 伐倒・伐根等を第一を基本に徹底的に防除し、短期間で地域根絶
拡大 防止	（3）被害最前線地域 分布拡大の防止 伐倒・伐根等に薬剤樹幹注入、幼虫個別駆除等を組合せ、被害地域拡大を防止
生息密度 低減	（4）まん延地域 生息密度の低減 樹木の状態を踏まえ、伐倒・伐根等を基本に薬剤等を組合せ、地域内の生息密度を低減



【施設等ごとの対策】果樹園等／道路・河川・都市公園／学校／観光地・自然公園／その他の私有地
－所有者等による防除が基本。国や地方公共団体等に対し、必要な支援。

V その他の推進事項 / VI 防除の進捗状況の点検

広報の推進・通報の促進／分布状況の調査・把握／防除方法等の研究・開発／地方公共団体に対する各種支援／**対策本部で毎年度点検・見直し**

農林水産省の「クビアカツヤカミキリ防除戦略」の推進に向けた具体的な対策・取組

- 農林水産省は、果樹生産者の経済的被害を防止、緩和するため、果樹園地を主なターゲットとし、以下のような対策・取組を進めていきたい。

【農林水産省の役割】

- ・ クビアカツヤカミキリによる農林業に係る被害の防止に関する施策を総合的に策定。
- ・ クビアカツヤカミキリの生態等の科学的知見の収集、新たな防除技術の研究開発や実証等を推進。

【具体的な対策・取組】

- 現地の実情に合わせ、伐採や農薬散布の他にネット被覆などの予防的措置を組み合わせた、総合的な防除対策を推進。

(総合防除に用いられる対策例)



樹体のネット被覆



農薬の散布

(活用が期待される民間技術の例)



スマホアプリで生物を判定



分布状況のDB化、分析
※株式会社バイオーム HPより引用

- 被害状況の可視化など効率的な調査方法に資する技術導入を推進。

- フラス診断や地理情報解析を活用した早期発見・被害予測技術の開発を含め、発生段階や地域特性に応じた総合防除体系の構築を推進。



(モモ・ウメ等の樹種毎の技術検証)




R9年度予算等の活用により、地域一体となった防除を推進し、未発生地域も含めたクビアカツヤカミキリの早期発見・早期防除を徹底

防除戦略を受けた当面の取組事項について

○ 早急を実施すること

- ・ 国は、地域別に幼虫の活動時期が異なることを踏まえ、地域ブロックごとに説明会を開催（9月中旬～10月上旬目途）。
- ・ 説明会では、戦略の周知と合わせ、都道府県の総合防除計画等の策定※や、発生状況に関する緊急調査の実施（11月末までを目的）を働きかけ。

※特に、既発生県及び隣接県において総合防除計画が未策定等の場合、年内の対応を働きかけ

＜参考＞

地域ごとの幼虫の活動時期

※ 各都県HPを参照

栃木県：10月末、東京都：11月中旬、埼玉県：11月末、大阪府：11月末

- 
- ・ 本調査において、新たな被害樹（フラス）を発見した場合、成虫が脱出する時期までに、伐採やネット被覆等の分散防止措置を徹底。



○ 令和8年度下半期に実施すること

- ・ 国は、地域住民等への周知も念頭に、わかりやすい広報媒体を作成（10月末まで）
- ・ 防除戦略の周知（SNS等）とともに、地方公共団体と連携して、地域住民を含む関係者を対象に、集中的な広報対策を実施。



○ 令和9年度以降に実施すること

- ・ 令和9年度予算を活用し、地方公共団体と連携し、総合防除計画や地域防除戦略等に即した調査や地域の実情に応じた面的な防除対策（伐採、農薬散布等）を強力に推進。

クビアカツヤカミキリ対策に係る鈴木農林水産大臣の和歌山県現地調査の概要

1. 視察先

(1) 場所: 和歌山県かつらぎ町(すもも園地)

(2) 日時: 令和8年9月3日(木)

2. 視察時の鈴木農林水産大臣の主なご発言

- 被害の早期発見と初動対応とともに、地域が一体となって取り組むことで被害の拡大を防ぐことが重要。対策本部も立ち上げたが、これまで以上に危機感を持って対応を進めたい。
- 樹種によってフラスの出方が異なるため、対応を整理すべき。
- 樹を一本ずつ確認するのは困難であることから、新技術を活用した効率的な調査・防除方法の検討が必要。
- 被害に対応した十分な予算措置が必要。



鈴木大臣のfacebookより引用

被害園地において、幼虫の掘り取りを体験



【令和9年度要求額	6,715百万円（633百万円）】
うち、本省要求額	6,286百万円（316百万円）
うち、地方要求額	429百万円（316百万円）

法改正や新目標等を踏まえ、侵略的外来種の水際対策や地方公共団体への支援、国際的な議論への貢献等を行うとともに、優先度に応じた外来生物の防除を実施し、生態系等への被害を防止します。

1. 事業目的

外来生物法に基づく規制等を適切に運用するとともに、各種事業により以下の目的を達成する。

- ① 侵略的外来種による、**生態系等に係る被害の防止・分布拡大の抑制・根絶を実現**する。
- ② 昆明・モントリオール生物多様性枠組の「2030年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減」の**目標達成**。

2. 事業内容

（1）特定外来生物等の水際対策等

- ・ ヒアリ侵入時の周辺調査及び緊急防除、定着の危険性が高い港湾における広域調査及び防除、**ヒアリ類の調査効率の飛躍的向上を目指した新規技術の開発【拡充】**

（2）ビジネスセクター等様々な主体における外来生物対策の推進

- ・ ビジネスセクターにおける取組検討・社会実装の推進

（3）地方公共団体が行う防除等への支援（交付金）【拡充】

- ・ 特定外来生物防除事業（交付率1/2以内）
- ・ 特定外来生物早期防除計画策定事業、外来種対策戦略検討等事業（定額※）
※上限250万円、これを超える事業費分は1/2以内

（4）侵入初期地域における緊急防除事業【拡充】

- ・ 未定着又は分布が局所的であるシロアゴガエルやツマアカスズメバチ、キヨンの直轄防除等

（5）水際での輸入管理事務費

- ・ 税関における物品等の検査、任意放棄個体引取処分、種同定作業に必要な体制の確保

3. 事業スキーム

■ 事業形態

■ 請負先/交付対象

（3）地方公共団体（中間執行団体を經由）、（3）以外 民間事業者・団体

■ 実施期間

（3）平成31年度～、（3）以外 平成30年度～

特定外来生物による被害の防止
分布拡大の抑制・根絶

国、地方公共団体、民間企業等が役割分担し、
総合的に我が国の外来生物対策を推進



重要病害虫の特別防除等

令和9年度予算概算要求額 5,665百万円（前年度 1,896百万円）の内数

<対策のポイント>

近年、発生地域が拡大しているクビアカツヤカミキリ等、農作物に重大な被害を及ぼす重要病害虫について、発生地域における防除対策を確実に講じます。

<事業目標>

我が国未発生又は一部に発生している病害虫の定着・まん延防止

<事業の内容>

1. 重要病害虫の防除

生産地域に侵入し、まん延した場合に重大な被害が発生するおそれがある病害虫に対する調査防除等を支援します。

特に、対策の強化が必要であるクビアカツヤカミキリのまん延防止を図るため、まん延地域や侵入が懸念される未発生地域で実施する調査、防除、新たな防除体系の実証等を支援します。

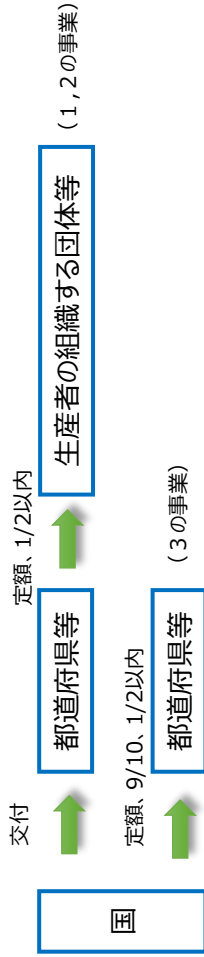
2. 初動防除及び緊急防除の実施

緊急防除等の対象となりうるミカンコミバエ種群等の重要病害虫の侵入が確認された場合の初動防除や、ジャガイモシロシストセンチュウ等の重要病害虫の定着・まん延防止を図るため、植物防疫法に基づく緊急防除を実施します。

3. 移動規制病害虫の防除

国内の一部地域で発生している、カンキツグリーニング病菌の被害の軽減や未発生地域へのまん延を防止するための防除及び根絶に向けた防除や、アリモドキゾウムシの防除の結果得られた無発生地域の維持のための防除体系の実証を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

重要病害虫の防除の例 (クビアカツヤカミキリ)



クビアカツヤカミキリの成虫と幼虫



拡散防止のための樹体へのネット巻き

初動防除の例 (ミカンコミバエ種群)

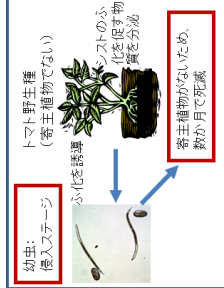


ミカンコミバエ種群(成虫)

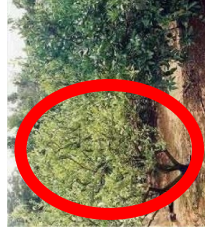


誘殺板の設置の様子

緊急防除の例 (ジャガイモシロシストセンチュウ及びセグロウリミバエ)



根絶防除及び防除体系の実証の例 (カンキツグリーニング病菌及びアリモドキゾウムシ)



対抗植物の植栽による防除 ヘチマに寄生した幼虫 カンキツグリーニング病菌の罹病樹(カンキツ)

アリモドキゾウムシ(成虫)

重要病害虫の侵入が確認された場合に迅速に防除対策等を実施し、定着・まん延防止を徹底

果樹農業生産力増強総合対策

令和9年度予算概算要求額 6,128百万円（前年度 5,556百万円）

<対策のポイント>

国内外の需要に応えきれない果樹の生産基盤を強化するため、省力的な樹園地への改植・新植、新たな担い手の確保・定着等の取組を支援するほか、産地の構造転換に向けたモデル実証や気候変動への適応対策、苗木の供給力強化等の取組を支援します。

<事業目標>

果実の生産量の拡大（245万t〔令和5年度〕→256万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 省力的な樹園地への改植・新植等支援

省力樹形や優良品目・品種への改植・新植と、それに伴う未収益期間における幼木の管理に要する経費を支援します。また、**クビアカツヤカミキリの被害を受けた樹木の改植による樹園地の再生を支援します。**

2. 新たな担い手の確保・定着の促進支援

果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向け、果樹型トレーニングファーム（TF）の整備や、技術指導・管理等に要する経費を支援します。

3. 苗木供給力の強化、国産花粉の安定生産・供給体制整備への支援

省力的な苗木生産体制の整備や、契約に基づく苗木生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入、国産花粉の安定生産・供給に向けた取組を支援します。

4. 国産果実の流通加工への支援

未利用果実の活用に向けた栽培実証、出荷・流通体制の構築、加工品の試作等の取組や既存の加工・業務用産地の体制強化に向けた経営分析、栽培様式・流通の改善、加工技術の改善・開発等の取組を支援します。

5. 産地の構造転換に向けたモデル実証への支援

生産性を大幅に向上させる生産供給体制モデルや、高温等に対応した栽培体系への転換を図る気候変動対応モデル、苗木の需要動向に対応し、安定的かつ効率的に苗木を生産・供給できる苗木生産供給体制モデルを構築する取組を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

（1～3、5の事業）
（4の事業）

農産局果樹・茶グループ
園芸作物課

（03-3502-5957）
（03-3502-5958）

<事業イメージ>

省力的な樹園地への改植・新植等

【改植（括弧内は新植）の支援単価の例】

品目	かんきつ	りんご
省力樹形栽培	111（108）万円/10a （根域制限栽培）	73（71）万円/10a （超高密度栽培）
慣行栽培	23（21）万円/10a	17（15）万円/10a
未収益期間対策（幼木管理経費）	22万円/10a（4年分）※ ※クビアカツヤカミキリの被害を受けた樹木を他品目（非寄主植物）に転換する場合は、25万円/10a	

・遮光ネットや土壌被覆資材、細霧冷房等の高温障害発生低減に向けた技術的対策の導入を支援（補助率1/2以内）
・マメコバチ増殖の環境整備を支援（補助率1/2以内）

新たな担い手の確保・定着の促進

果樹型TF



・整備した園地で新規就農希望者の研修を行い、園地を研修終了後に継承

<支援内容>

・果樹型TFの整備（改植、小規模園地整備等）
・果樹型TFの管理（技術指導・管理等の経費）

産地の構造転換に向けたモデル実証

生産供給体制モデル実証

・ニーズに応じた作業合理化（日常使い品の省力的生産など）
・加工や業務用果実の生産等



・生産性の大幅な向上

気候変動対応モデル実証

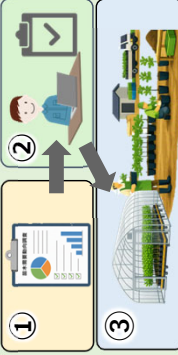
・品種構成の見直し
・品目の見直し等



・栽培マニキュアの策定

苗木生産供給体制モデル実証

①苗木の需要動向調査
②地域全体の生産計画の策定
③産地による苗木の効率的生産等



・苗木の供給力強化

＜対策のポイント＞

国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究及び実用化研究を支援します。また、日本成長戦略に位置付けられた戦略分野における研究や、地域未来戦略の実現に資する研究を支援します。

本事業は、一部の研究タイプを除き、研究コンソーシアム（共同事業体）が研究実施主体となります。

＜事業目標＞

研究成果の90%以上が、次のステージの研究や農林水産・食品産業の現場において普及・活用〔令和9年度まで〕

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 基礎研究ステージ

① 基礎重要政策タイプ

みどりの食料システム戦略や輸出戦略など国が掲げる重要政策上の課題を解決するための技術シーズを創出する研究。

② チャレンジタイプ

新たなアプローチや発想に基づき、技術シーズの可能性を探索・検証する研究。

2. 開発（実用化）研究ステージ

① 開発重要政策タイプ

みどりの食料システム戦略や輸出戦略など国が掲げる重要政策上の課題を解決するための研究。

② 「知」の集積と活用の場場の研究開発プラットフォーム発の優れた技術シーズを基にした研究。

「知」の集積と活用の場場の研究開発プラットフォーム発の優れた技術シーズを基にした研究。

③ 戦略分野タイプ

日本成長戦略に位置付けられた戦略分野（「フードテック」以外の戦略分野を含む。）における研究。

④ 地域未来戦略タイプ

地域未来戦略（地域産業クラスター計画・地域産業成長プラン）の実現に資する研究。

基礎研究ステージ

農林水産・食品分野での社会実装を目的とした革新的な技術シーズを創出する基礎段階の研究を支援。

基礎重要政策タイプ

・3,000万円以内/年 × 3年以内

チャレンジタイプ

・1,000万円以内/年 × 1年以内
・1機関での応募も可能

※ 優れた研究成果を創出した課題は、移行審査により、次のステージへ優先的に採択。（シームレスな研究開発を推進。）

開発（実用化）研究ステージ

基礎研究等で創出された成果を社会実装する実用化研究を支援。

開発重要政策タイプ

・3,000万円以内/年 × 5年以内

「知」の集積と活用の場場の優良提案支援タイプ

・3,000万円以内/年 × 5年以内

戦略分野における研究や地域未来戦略の実現に資する研究を支援。

戦略分野タイプ

・5,000万円以内/年 × 5年以内
・マッチングファンド方式を要件化

地域未来戦略タイプ

・3,000万円以内/年 × 5年以内

社会実装

＜事業の流れ＞



- ※1 令和8年度まで設定していた研究タイプの見直しを実施。
- ※2 年度途中に緊急に研究の実施が必要とされる事由が生じた場合、「緊急対応課題研究」を実施。
- ※3 参画する民間企業がマッチングファンド方式を導入する場合には、1次審査時にポイント加算。
- ※4 若手研究者が研究代表者を務める場合には、1次審査時にポイント加算。

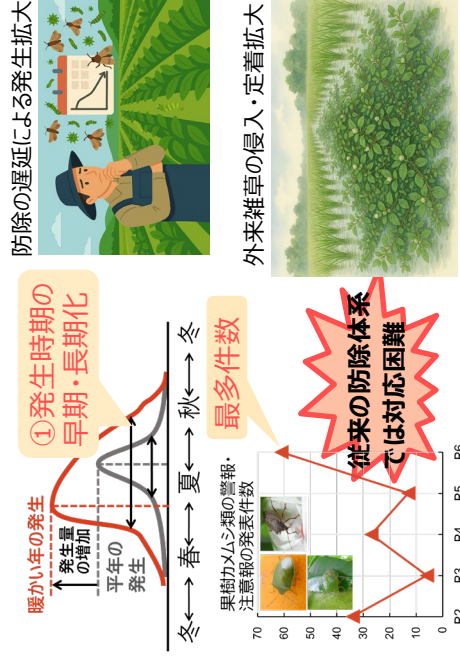
【お問い合わせ先】 農林水産技術会議事務局研究推進課（03-6744-7044）

1（3）近年急速に発生が拡大・激化している病害虫等に対応した省力的な防除技術の開発【新規】

- 温暖化等の気候変動により、病害虫の発生時期の早期化や発生量の増加が深刻化し、従来の防除体系では適切な時期での防除が困難になっている。また、**侵略的外来雑草の侵入・定着リスクも高まっている**。
- 農業従事者の急速な減少や高齢化、圃場の大規模化に伴い、**病害虫・雑草の防除作業の負担が増大するとともに、複数の病害虫・雑草への適期・適時防除が困難となり、防除作業の効率化のため省力的な防除技術の開発が必要である**。
- このため、**新たな予測技術と連携したICT・AI等を用いた省力的防除技術を開発し、食料の安定供給と農業の持続的発展に貢献する**。

現状と課題

- 果樹では、果樹カメムシ類の発生量と発生面積が急増し、延防除面積が過去最多、特定外来生物のクビアカツヤカミキリによる被害も激増
- 畑作・野菜では、ヨトウ類の発生が増加、べと病等の発生時期が1か月以上早期化し、長期化
- 特定外来生物のナガエツルノゲイトウが31都府県に発生拡大し、防除後に環境中に残存する植物片による再繁茂が課題
- 予測と連携した省力的な防除技術の開発が必要



必要な研究内容

1. 予測技術の開発

- 気候変動により、発生時期の早期・長期化している病害虫の3ヶ月先の発生予測技術の開発
精緻・高精度な発生予測システム
アンテナブル農産物発生予測技術
○月入日に××虫が発生する可能性があります
- 侵略的外来雑草の侵入・定着リスク評価技術の開発

2. まん延防止技術の開発

- 特定外来生物（クビアカツヤカミキリ等）の省力的・持続的な防除技術等の開発
圃地への侵入阻止
- 発生期の長期化等に対応した病害虫防除技術の開発（ヨトウ類等）
産卵・定着阻止
大規模圃場
病害虫・雑草防除
無人
ICT・AI
防除
- 予測技術と連携したドローン等のICT・AI等を活用した省力的防除技術の開発（べと病等）

社会実装の進め方と期待される効果

- 予測技術については、国および都道府県の発生予察事業に活用するほか、民間へ提供し、農業関連サービスとして、生産現場での活用を実現。
- 病害虫のまん延防止技術については、予測技術と併せ、農薬や機械メーカ等にSOPを提供し、実用化を図る。また、都道府県における**総合防除計画の策定に反映され、普及組織による適切な総合防除の実施に貢献**。

予測に基づく適切な病害虫管理技術を構築し、気候変動による農業生産への影響を回避し、食料の安定供給及び農業の持続的発展に貢献



森林集約・循環利用対策

令和9年度予算概算要求額 18,551,807千円の内数（前年度 9,227,997千円）

＜対策のポイント＞

「森の国・木の街」の実現に向けて、林業の生産基盤である路網の整備、再造林の省力・低コスト化、先進的な林業機械の導入等を支援するとともに、集積・集約化、木材需要の拡大や木材産業の基盤強化に資する木造公共建築物、優良種苗生産、広葉樹活用等の取組を支援します。

＜事業の内容＞

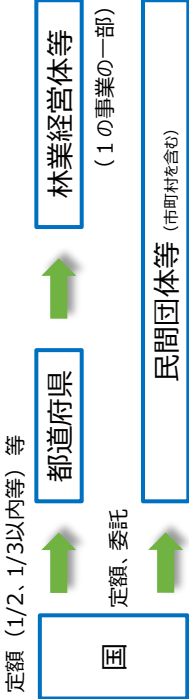
1. 森林集約・循環利用対策交付金
循環型林業の推進に向け、路網整備、再造林の省力・低コスト化等の取組を一体的に支援するとともに、森林の集積・集約化に資する地域活動や先進的な林業機械等の導入、林業経営体の新規参入等を支援します。また、木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する、木造公共建築物、木材加工流通施設等の整備等を支援します。その際、都道府県が策定する森の国・木の街創造連携計画に基づく先進的な取組等について、優先枠の設定等により重点的に支援します。

2. 優良種苗生産推進対策
種穂の採取源の充実を図るとともにコンテナ苗の生産技術・生産性の向上等の取組を支援します。

3. 森林の集積・集約化促進対策
森林の集積・集約化を促進するため、ノウハウの整理・分析や成果の発信、伴走支援等を実施します。

4. 広葉樹利活用対策
国産広葉樹資源の付加価値の高い形での供給拡大に向け、広葉樹材の利活用促進に資する技術やノウハウについて情報収集・情報発信等を実施します。

＜事業の流れ＞



(1の事業の一部、2、3、4の事業)
※国有林においては、直轄で実施

【お問い合わせ先】

林野庁計画課

(03-6744-2082)

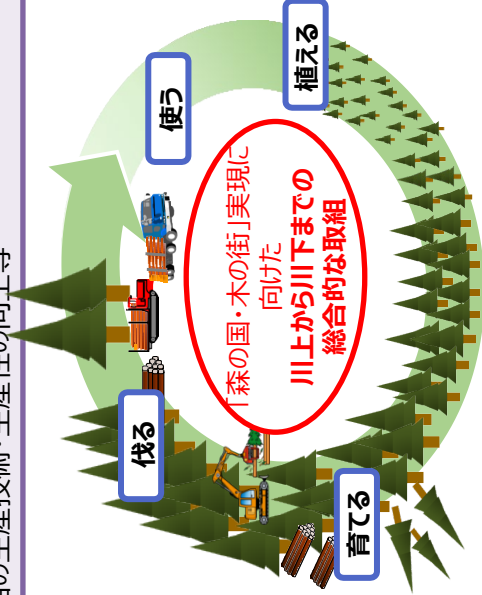
＜事業イメージ＞

森林集約・循環利用対策交付金
○循環型資源基盤整備強化対策（路網整備・機能強化等、省力・低コスト再造林対策、コンテナ苗生産基盤施設等の整備）
○木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（木材加工流通施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設の整備、特用林産振興施設等の整備、木造公共建築物等の整備）
○先進的な林業機械等の導入 ○森林集積・集約地域活動支援対策 ○森林資源保全対策（森林病虫害対策、林野火災予防対策） ○林業の多様な経営体の確保・育成

優良種苗生産推進対策
○種穂の採取源の充実、コンテナ苗の生産技術・生産性の向上等

森林の集積・集約化促進対策
○森林の集積・集約化の取組に対する伴走支援や成果の発信を実施

広葉樹利活用対策
○広葉樹材の需要調査やそれに応じた供給手法の整理など、国産広葉樹の利活用促進に向けた情報収集・情報発信等を実施



森林循環利用・付加価値創出対策のうち森林集約・循環利用対策交付金のうち
森林資源保全対策（拡充）

健全な森林の造成を推進するため、地域の実情に応じて都道府県や市町村等が実施する、森林病虫害や野生鳥獣による被害防除、林野火災予防等を支援します。

1. 森林資源保護の推進

(1) 森林病虫害等防除

スギ・ヒノキ病虫害や突発性森林病虫害の防除等
【実施主体】 都道府県、市町村等

(2) 森林健全化促進

ナラ等の大径未被害木の伐採、抵抗性マツの植栽等
【実施主体】 都道府県、市町村等

(3) 森林病虫害等防除活動支援体制整備促進

防除活動推進のための資機材の整備等
【実施主体】 都道府県、市町村等

(4) 松林保全体制整備強化

被害先端地周辺のマツノマダラカミキリ生息調査等
【実施主体】 都道府県、市町村等

(5) 野生鳥獣被害防除

・野生鳥獣による被害を防止するための防護資材、捕獲用わなの設置
・長期の行動把握調査や森林被害マップの作成
【実施主体】 都道府県、市町村、森林組合等

2. 森林環境保全の推進

林野火災予防対策

消火資機材の配備、予防資機材の配備、
林野火災森林情報マップの整備、
火災予防活動等
【実施主体】 都道府県、市町村



ミズナラの萌芽

（森林健全化促進：ナラ等の大径未被害木の伐採）



移動式チップパー

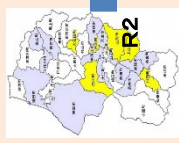
（森林病虫害等防除活動支援体制整備促進：資器材の整備）



はく皮防止資材



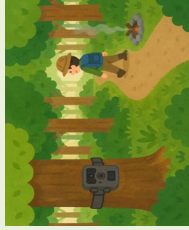
捕獲用の囲いわな



森林被害マップの作成



消火資機材の配備



予防資機材の配備



予防資機材の配備



林野火災森林情報マップの整備



山火事予防の普及啓発活動

クビアカツヤカミキリ対策本部申し合わせ事項

クビアカツヤカミキリは、サクラやウメ等を加害する外来生物であり、近年、発生範囲の拡大に伴い被害が深刻化していることから、我が国の文化や農業に大きな影響をもたらすことが懸念される。

本種は、地域内の寄主樹木を加害し繁殖するだけでなく、分散能力の高さから未発生地域においても突発的に発生するおそれがあるため、関係省庁及び地方公共団体が連携し、漏れのない対策を講ずることが重要である。

ついては、国を挙げて本種への対策を行うため、与党提言（7月29日付け自由民主党クビアカツヤカミキリ被害対策プロジェクトチーム緊急提言）も踏まえ、下記について関係省庁が連携し、対応することを申し合わせる。

1. 地方公共団体からの要望等を踏まえ、地域一体となった面的な防除が推進されるよう、速やかに防除戦略を策定すること。

当該戦略においては、クビアカツヤカミキリまん延地域における生息密度の低減、分布最前線地域における分布拡大の防止、未侵入地域及び飛び地における侵入予防・初期防除の徹底等の対策を推進するなどの措置について定めるものとする。

2. 防除戦略を策定するに当たり、本種の対策を充実化しつつ、省庁間の切れ目のない対策について検討を行うこと。

3. 地域内において、防除が面的かつ集中的に実施できるよう、地方公共団体と緊密に連携し、地域住民を含む関係者を対象に、クビアカツ

ヤカミキリへの注意喚起及び防除への協力を呼び掛けるとともに、全国的な広報も強化すること。

4. より効果的なクビアカツヤカミキリの防除方法に係る研究開発を推進すること。

また、地方公共団体が効果的・効率的な対策を実施できるよう、伐採・伐根を含む適切な防除方法について、技術的な助言を行うこと。

5. 地方公共団体からの要望等を踏まえ、令和８年度における更なる対応を検討するとともに、令和９年度の概算要求を関係省庁がしっかりと行うこと。

参考資料 2

クビアカツヤカミキリ防除戦略に基づく全国の市町村の地域区分（令和 8 年 9 月時点）

- ・ 令和 8 年 8 月時点で、「既被害地域に隣接する未被害地域」「飛び地的被害地域」「被害最前線地域」「まん延地域」のいずれかに該当する市町村（特別区を含む。）のみを掲載している。
- ・ 本資料の内容を地図形式で表示したものは以下のウェブサイトに掲載。

<https://geoportal.env.go.jp/apps/f665c5580df3406c9433ddba489b9e9b/explore>

都道府県	既被害地域に隣接する未被害地域	飛び地的被害地域	被害最前線地域	まん延地域
福島県	白河市、下郷町、檜枝岐村、南会津町、西郷村、棚倉町、矢祭町、塙町			
茨城県	日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、高萩市、笠間市、牛久市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、つくばみらい市、大子町、利根町	常陸太田市	常総市、取手市、つくば市、桜川市	古河市、結城市、下妻市、筑西市、坂東市、八千代町、五霞町、境町
栃木県	那須烏山市、茂木町、市貝町、高根沢町、那珂川町		宇都宮市、日光市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、益子町、芳賀町、那須町	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、矢板市、下野市、上三川町、壬生町、野木町、塩谷町
群馬県	長野原町、草津町、高山村		高崎市、安中市、上野村、下仁田町、中之条町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、みなかみ町	前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、みどり市、榛東村、吉岡町、神流町、南牧村、甘楽町、川場村、昭和村、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

参考資料 2

クビアカツヤカミキリ防除戦略に基づく全国の市町村の地域区分（令和8年9月時点）

都道府県	既被害地域に隣接する未被害地域	飛び地的被害地域	被害最前線地域	まん延地域
埼玉県	蕨市、戸田市、志木市、和光市、新座市、三芳町		さいたま市、川越市、川口市、秩父市、所沢市、飯能市、朝霞市、八潮市、富士見市、三郷市、ふじみ野市	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町
千葉県	市川市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市		松戸市、野田市、柏市、我孫子市	流山市
東京都	千代田区、品川区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、板橋区、葛飾区、江戸川区、府中市、調布市、小金井市、小平市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、檜原村、奥多摩町		港区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、北区、足立区、八王子市、立川市、青梅市、町田市、日野市、東村山市、国分寺市、武蔵村山市、あきる野市	中央区、台東区、荒川区、昭島市、福生市、羽村市、瑞穂町、日の出町

参考資料 2

クビアカツヤカミキリ防除戦略に基づく全国の市町村の地域区分（令和 8 年 9 月時点）

都道府県	既被害地域に隣接する未被害地域	飛び地的被害地域	被害最前線地域	まん延地域
神奈川県	横須賀市、平塚市、鎌倉市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、二宮町、大井町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村	小田原市、三浦市、中井町	横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市	
新潟県	魚沼市、南魚沼市、湯沢町			
福井県	敦賀市、小浜市、南越前町、高浜町		おおい町	
山梨県	山梨市、大月市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、中央市、市川三郷町、身延町、昭和町、道志村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	甲府市	甲州市	
長野県	上田市、須坂市、小諸市、茅野市、東御市、小海町、川上村、南相木村、北相木村、軽井沢町、立科町、根羽村、高山村、山ノ内町、栄村		佐久市、佐久穂町、御代田町	

参考資料 2

クビアカツヤカミキリ防除戦略に基づく全国の市町村の地域区分（令和 8 年 9 月時点）

都道府県	既被害地域に隣接する未被害地域	飛び地的被害地域	被害最前線地域	まん延地域
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、瑞浪市、羽島市、恵那市、土岐市、可児市、岐南町、笠松町、養老町、輪之内町、揖斐川町、坂祝町		各務原市、海津市	
愛知県	岡崎市、一宮市、瀬戸市、刈谷市、安城市、常滑市、江南市、新城市、大府市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、設楽町	豊田市	名古屋市、春日井市、犬山市、小牧市、稲沢市、東海市、知多市、岩倉市、清須市、北名古屋市	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
三重県	松阪市、鈴鹿市、亀山市、東員町、菰野町		津市、四日市市、名張市、いなべ市、伊賀市	桑名市、木曽岬町、朝日町、川越町
滋賀県	大津市、彦根市、栗東市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、多賀町	長浜市	甲賀市	
京都府	舞鶴市、宇治市、宮津市、城陽市、南丹市、久御山町、宇治田原町、和束町、南山城村、京丹波町、与		京都市、福知山市、綾部市、亀岡市、八幡市、京田辺市、木津川市、井手町、笠置町	向日市、長岡京市、大山崎町、精華町

参考資料 2

クビアカツヤカミキリ防除戦略に基づく全国の市町村の地域区分（令和8年9月時点）

都道府県	既被害地域に隣接する未被害地域	飛び地的被害地域	被害最前線地域	まん延地域
	謝野町			
大阪府	守口市、門真市、泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、田尻町、岬町		茨木市、箕面市	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、島本町、忠岡町、熊取町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	尼崎市、洲本市、豊岡市、加古川市、西脇市、三木市、南あわじ市、朝来市、淡路市、加東市、多可町、稲美町、播磨町		神戸市、明石市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、猪名川町	西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市
奈良県	曽爾村、御杖村、天川村、野迫川村、十津川村、上北山村、川上村、東吉野村		奈良市、五條市、宇陀市、吉野町、黒滝村	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町、下市町

参考資料 2

クビアカツヤカミキリ防除戦略に基づく全国の市町村の地域区分（令和 8 年 9 月時点）

都道府県	既被害地域に隣接する未被害地域	飛び地的被害地域	被害最前線地域	まん延地域
和歌山県	田辺市、日高町、みなべ町		かつらぎ町、高野町、有田川町、印南町、日高川町	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市、岩出市、紀美野町、九度山町、湯浅町、広川町、美浜町、由良町
岡山県	倉敷市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、早島町、久米南町、美咲町、吉備中央町	岡山市		
徳島県	徳島市、吉野川市、美馬市、石井町、松茂町、北島町		鳴門市、阿波市、藍住町、板野町、上板町	
香川県	さぬき市、東かがわ市、土庄町	小豆島町		